

8 よくある質問～Q&A 形式でお答えします～



★利用申込に関すること★

Q1 求職中でも申込はできますか？

A 「求職活動」も保育を必要とする事由にあたりますので、利用の申込ができます。
ただし、利用開始後 3 ヶ月以内に就労されない場合は入所月から 3 ヶ月をもって退所となります。

Q2 期間内に申し込みば、必ず入れますか？

A 【公立 1 号】小学校区内に住む幼児、継続して通園を希望する幼児を優先とします。ただし定員を超える申込みがあった場合は抽選を行います。（私立 1 号は、各園に直接申込みになります。）

【2・3号】現在利用中の施設を継続して希望する保育の必要性のある幼児を優先決定し、空きのある場合には転園・新規申込みの中から市が定める基準により保育の必要性の高い方から選考します。よって希望施設の定員の空き状況によりますので必ず入所できる保障はありません。

Q3 施設を見学したいのですが可能ですか？

A 可能です。見学の申込は事前に各施設へ直接お問い合わせください。

Q4 郵送での申込は、出来ますか？

A 転入予定の方に限り、郵送での受付を行っています（石垣市在住の場合は窓口での受付のみ）。

Q5 市外からの申込はできますか？

A 市外からの申込も受付可能です。（管外申込・12 ページ参照）
ただし、入所希望月の 1 日に石垣市民であることが条件となります。

例) 転入日が 4 月 1 日の場合 → 4 月入所申込可能

転入日が 4 月 2 日の場合 → 5 月入所申込可能

入所申込には締め切り日があるため、表紙を参照してください。（締切日必着）

Q6 石垣市から転出予定で、市外の保育所等に申込みをしたいのですが申込できますか？

A 申込（管外申込）は可能ですが、市町村によって申込方法が異なるため事前に転出予定先の市町村へお問い合わせください。（12 ページ参照）

Q7 住所を石垣市においたまま、里帰り出産を考えています。きょうだい児の申込はできますか？

A 石垣市を通して、申込することができます。(広域入所・12ページ参照)
ただし、すでに公立・認可園を利用している場合は、重複して公立・認可園を利用することはできません。里帰り先の公立・認可園に空きがなく、認可外保育施設等を利用する場合は、施設等利用給付の申請が必要になる場合がありますので、18ページを参照してください。

Q8 希望園を変更することは可能ですか？

A 申込受付期間のみ変更できます。電話での受付はしていませんので、窓口にご連絡ください。
(転入予定の場合は、子育て支援課へお問い合わせください)
5月以降に変更を希望する場合も、変更希望月の申込締切日(表紙参照)までに窓口にお越しください。
例) R6年4月申込の場合：10月20日まで / 5月選考対象の場合：4月1日まで

Q9 きょうだい同時の申込ですが、別々の施設になることもありますか？

A 施設では年齢によって利用枠数や申込者数が異なり、市が定める基準で優先度の高い方から利用決定となるため、きょうだいでも別々の施設になることがあります。

Q10 育児休業中ですが、いつまでに復職する必要がありますか？

A 育児休業対象児または同時に家庭保育をしていたきょうだい申し込み(新規申込)は、翌月末までの復職が必要です。すでに施設を利用していた児童の申込(継続・転園申込)の場合は継続して利用できますが育児休業対象児が1歳半になるまでに復職が必要です。
※対象児が入所していなくても、復職が必要ですのでご注意ください。

例) R6年4月申込の場合 (育児対象児R5年7月生まれ)
育児休業対象児 → R6年5月末までに復職
きょうだい児(新規申込) → R6年5月末までに復職
きょうだい児(継続・転園申込) → R7年1月末までに復職
(育児休業対象児が1歳半になるまで)

Q11 育児休業から復職する時に就労時間を短くしたいのですが、手続きが必要ですか？

A 申請時に提出された就労証明書と同じ勤務条件で復職することを前提に選考しているため、勤務条件が変わる場合は変更後の就労証明書を改めて提出してください。申込時と異なる条件で復職している場合には、内定の取り消しや退園(所)となる場合があります。

Q12 申込は早いほうが有利ですか？

A 選考は保育施設等利用調整基準表に基づいて行いますので、申し込みの順番で優先されることはありません。

Q13 長く利用待ちしているほど優先されますか？

A 選考の際、同点の方がいた場合に利用待ちの実績を考慮します。(同一指数の優先順位)

Q14 内定を辞退した場合、今後の調整で減点になりますか？

A 内定を辞退したとしても減点はされません。ただし、毎月調整できる人数には変動があるため、翌月にも内定がでるとは限りません。

Q15 認可外保育施設や一時預かりの申込みも子育て支援課で行っていますか？

A 子育て支援課では認可外保育施設等の申込みは受付けていません。空き情報や申込については、直接園へお問合せください。

Q16 就労（採用）予定でも申込できますか？

A 就労証明書は採用予定でも受付けています。後日、職場へ就労確認を行います。

Q17 入所保留中に認可外保育施設に預けようと思ってます。無償化の手続きは必要ですか？

A 認可保育園、認定こども園（保育の部分）に申し込みをして既に支給認定を受けている方については、施設等利用給付認定（無償化の認定）を受けた者とみなすため、新たな手続きは必要ありません。ただし入所希望月前に利用を開始する場合には、手続きが必要となります。

Q18 認可保育園、認定こども園に入所（内定）しています。無償化の手続きは必要ですか？

A 必要ありません。

Q19 ならし保育の期間はどの程度ですか？

A ならし保育の期間は各施設で設定しています。約2週間程度を目安としているようですが、お子さまの様子や年齢等により前後する場合があります。

Q20 現在入所していますが、次年度も申込が必要ですか？

A 年度（4月～3月）単位での申込です。今年度入所中（保留中）にかかわらず、次年度入所を希望するすべての児童は、改めて申込が必要となります。

Q21 きょうだいで申込の場合、各種証明書はきょうだい全員分必要ですか？

A きょうだいで申込する際の各種証明書は原本を上の子に、下の子にはコピーを添付してください。子育て支援課でコピーは行いませんので予め準備してください。

Q22 正社員とパートの場合、どちらが有利ですか？

A 就労の点数については、就労時間と日数、内職であるかをみて判断しています。雇用形態や職種による優先順位はありません。

Q23 夫の転勤で転出（転入）するかはっきりしません。手続きはどうしたらいいですか？

A 石垣市から転出（石垣市に転入）するかはっきりしない場合は、利用の手続きをしてください。石垣市から転出（転入しない）が確定後に申込の取下げをしてください。

Q24 希望園を1園に絞ったほうが優先されますか？

A 保育を必要とする理由に点数づけを行い優先度の高い方から希望園の案内となります。園を1園に絞っても優先度が高くなることはありません。

例)	指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
Aさん	42点	〇〇保育園	△△保育園	□□保育園	☆☆保育園	◇◇保育園
Bさん	40点	△△保育園				
Cさん	40点	△△保育園	〇〇保育園	□□保育園	☆☆保育園	××保育園

①空気が〇〇保育園のみに1名ある場合

⇒指数の高いAさんを案内します。

②空気が△△保育園のみに1名ある場合

⇒指数の高いAさんを案内します。

※1園のみ希望しているBさんは、この時点で入所保留となります。

③空気が××保育園のみに1名ある場合

⇒希望しているCさんを案内します。(希望していない園への案内はありません。)

Q25 保護者以外の方が申込できますか？

A 原則、保護者が申込を行っていただきますが、やむを得ず代理人の方が申込する場合は、代理権の確認書類が必要となります。(9~10ページ)

★保育料及び給食費に関すること★

Q26 年度途中で3歳になったら、保育料は無償化されますか？

A 利用者負担額は、4月1日時点での年齢を基準とするため、3歳になったとしても無償化されません。

Q27 欠席した場合でも利用者負担額(保育料)はかかりますか？

A 保育施設等を退所しない限り、通所の有無にかかわらず利用者負担額(保育料)は全額納付していただきます。

Q28 月途中で退園・休園した場合、保育料は日割りになりますか？

A 日割りは行っておりません。

Q29 ひとり親家庭の利用者負担額(保育料)は無料ですか？

A 保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q30 公立と私立で保育料は違いますか？

A 石垣市において公立と私立で保育料の違いはありません。ただし、保育料以外に給食費等各施設で徴収する費用がありますので事前に園に問い合わせください。

Q31 保育料が無償化されたのに、所得課税証明書等の資料提出は必要ですか？

A 給食費徴収の有無の算定や、適切な階層認定を行うために必要です。

Q32 ひとり親になったが、保育料は変わりますか？

A 世帯の状況が変わったら、子育て支援課へひとり親であることが証明できる書類（9ページ）と変更届を提出してください（毎月15日まで）。算定を行い翌月から適用となります（算定の結果保育料に変更がない場合もあります）。

Q33 前年度は課税だったが、今年度は非課税になりました。いつから保育料は変わりますか？

A 保育料は、4月から8月分は前年度の課税情報、9月から3月分は今年度の課税情報で算出します。（13ページ参照）

Q34 下の子が公立・認可園入園（内定）していて、兄姉が認可外保育施設に通っています。保育料は減額されますか？

A 認定階層により異なります。詳細については17ページをご覧ください。

★幼児教育・保育の無償化に関すること★

Q35 無償化の認定を受けるためには、毎年申請が必要ですか？

A 認定要件（保育の必要性）に変更がないかの確認を毎年8月頃に行います。そのため、申請を毎年行う必要はありません。しかし、認定要件によって有効期限が異なります。期限が切れ、引き続き無償化の認定を受けたい場合は、再度認定申請を行う必要がありますので、ご注意ください。
（給付費の支払い後にさかのぼって認定が取消された場合、給付費を返還していただく必要があります。）

Q36 0～2歳は無償化を受けられないのでしょうか？

A 0～2歳でも新3号認定を受けられる方がいます。保育の必要性があり世帯合算の所得市町村民税所得割額が非課税の世帯が対象です。4月～8月は前年（令和5年度課税）・9月～翌年3月（令和6年度課税）で判断します。（世帯員の変更などで、非課税世帯となった際はご相談下さい。）

Q37 3～5歳であれば、誰でも無償化ではないのですか？

A 無償化を利用するには「子ども・子育て支給認定」「施設等利用給付認定」のいずれかの認定が必要となります。幼稚園（認定こども園）の教育部分（子ども・子育て支給認定・現1号）を利用して、預かり保育を利用する場合には施設等利用給付認定・新2号の認定が必要となります。

Q38 きょうだい同時に申請します。申請書類はそれぞれ必要ですか？

A 個人単位での認定になるので、それぞれ申請が必要です。ただし、勤務証明書などの証明書類は原本を上の子に添付し、その他きょうだい分はコピーを添付してください。

Q39 誕生日を迎えて、3歳になりました。いつから保育料は無償になりますか？

A この制度は小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することが基本的な考え方とされています。したがって、保育料が無償化されるのは3歳になった年度の翌年度（3歳児クラスに進級したとき）からです。

Q40 認可外保育施設に通っています。保育料が上限の37,000円を超えなかったため、一時預かり保育施設やファミリーサポートセンターを利用しました。無償化になりますか？

A 新2号・新3号を受けて認可外保育施設に通っている児童は、一時預かり保育やファミリーサポートセンター等の複数施設の利用は可能です。ただし、月の上限額を超えた費用は保護者負担となります。

Q41 海星幼稚園に通っています。無償化が始まる前から海星幼稚園の午後預かりではなく、別の施設を利用しています。園とは別の施設を利用しても、無償化になりますか？

A 預かり保育の利用は原則、在園中の園に限るので、この場合は無償化の対象外となります。在園中の園が預かり保育を実施していない場合のみ、その他の施設の午後保育部分（11,300円/月）の無償化を受けられます。ただし、夏休み等の長期休暇中も利用限度額は変わらないため、公立・認可保育施設等の1号認定との併用を検討している方はご注意ください。

Q42 無償化の認定を受けたあと、認定内容が変更になった場合も手続きが必要ですか？

A 保育の必要性の事由や結婚・離婚などによる氏名や住所、世帯員などの変更がある場合は手続きが必要です。**変更が生じる前に**申請書類及び証明書類を添えて、子育て支援課へ提出してください。

Q43 今、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設はずっと無償化対象ですか？

A 今後、指導監督基準を満たせなくなった場合は無償化の対象施設ではなくなります。

★その他★

Q44 退園（所）の手続きはどこでしますか？

A 子育て支援課へ「退所届」を退所希望日の属する前月の10日までに提出してください。届け出が遅れた場合には、翌月までの保育料を納付していただく事があります。

例) 6月まで利用したい。

⇒退所希望日は7月1日になります。退所届は6月10日までに提出してください。

Q45 2号認定でこども園を利用していましたが退職したため1号認定に切り替えて利用できますか？

A 公立こども園は「支給認定変更希望届」の提出が必要となります。子育て支援課に、変更希望月前月10日までに届けてください。ただし希望月の選考終了後に、利用枠に空きがある場合のみ変更となります。私立こども園は園に1号枠の受入れが可能かお問合せください。1号から2号への変更を希望する場合は、公立・私立を問わず、子育て支援課に「支給認定変更希望届」の提出が必要となります。

Q46 転園はできますか？

- A 4月の申込の際に転園を希望する場合は、転園時加点をつけて新規申込児童と一緒に選考しますが、継続児童が優先になりますので希望に添えない場合や入所できない場合もあります。年度途中については、現園に属しての申込はできませんので一旦退所してからの申込となり、入所できるのは早くても新たに申込の提出があった月の一カ月後からとなります。（毎月受付期限があります。表紙参照）

Q47 仕事を辞めることになったけど、退所しないといけないですか？

- A 保育の必要がなくなった場合は退所となります。ただし、年度内に1回3ヶ月間は求職活動を理由に継続利用が可能となります。求職活動を理由に保育を継続する場合は認定変更の手続きが必要となりますので、窓口までお越しください。

Q48 長期間お休みする場合も届け出が必要ですか？

- A 連続して1ヶ月を超える場合には、長期欠席となり園へ届出をする必要があります。ただし、年間を通して3ヶ月以上長期欠席した場合には退所となります。利用者負担額（保育料）は原則発生します。※里帰り出産を理由に休園する場合も同様です。

Q49 申込を取り下げたい

- A 「特定教育・保育施設等利用申込取下げ書（指定様式）」を提出いただく必要があります。市外からの申込の場合はホームページから様式を取得・記入のうえご郵送ください。

Q50 内定した園を辞退したい

- A 「特定教育・保育施設等利用辞退届出書（指定様式）」をご提出いただく必要があります。市外からの申込の場合はホームページから様式を取得・記入のうえご郵送ください。

Q51 保育を必要とする要件に変更が生じた

- A 「支給認定変更申請書 兼 変更届出書（指定様式）」に要件確認資料を添付してご提出いただく必要があります。15日までに提出いただいた分については翌月からの適用となります。要件確認資料については8ページをご確認ください。